三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	原田　智吉
変更後	―

(2)　変更年月日

平成二十四年七月三十一日

○関東地方整備局告示第二百九十一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から代表者の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年八月十四日

関東地方整備局長　下保　修

一　登録番号

関東地方整備局長　5

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

一般財団法人さいたま住宅検査センター

三(1)　代表者の氏名の変更

変更前	強瀬　良雄
変更後	成田　武志

(2)　変更年月日

平成二十四年五月三十日

四(1)　役員の氏名の変更

変更前	強瀬　良雄、飯田　啓子、神田　茂
変更後	成田　武志、伊藤　靖彦、岩﨑　宏

(2)　変更年月日

平成二十四年五月三十日

○関東地方整備局告示第二百九十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成十三年関東地方整備局告示第二百五十号の一部を次のように改正する。

平成二十四年八月十四日

関東地方整備局長　下保　修

別表の指定番号五の項業務区域欄中「埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く。）及び神奈川県の全域」を「茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く。）、神奈川県、山梨県及び長野県の全域」に改める。

○中国地方整備局告示第百四号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年八月十四日

中国地方整備局長　戸田　和彦

一　登録番号

中国地方整備局長　3

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

岡山県建築住宅センター株式会社

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	鈴木　芳之
変更後	―

(2)　変更年月日

平成二十四年三月三十一日

○中国地方整備局告示第百五号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から登録内容の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年八月十四日

中国地方整備局長　戸田　和彦

一　登録番号

中国地方整備局長　6

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

（財）山口県建築住宅センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	奥田　重弘、山近　忠義
変更後	―

(2)　変更年月日

平成二十四年七月三十一日

四(1)　評価員の氏名の変更

変更前	―
変更後	清水　正則

(2)　変更年月日

平成二十四年八月十日

○四国地方整備局告示第百八号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、告示する。

平成二十四年八月十四日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

一　登録番号

四国地方整備局長　1

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社　とくしま建築住宅センター

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	安永　眞澄
変更後	高橋　博昭

(2)　変更年月日

平成二十四年六月二十六日